|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準 | **「受変電・配電設備」管理標準（例）** | 整理番号：Ｅ-２ |
| 改訂： | 頁：1/1 |
| １．目的このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第４条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。２．適用範囲当工場等に設置された受変電・配電設備に適用する。 |
| 項目 | 内　　　　容 | 判断基準番号 | 管理基準 | 参照マニュアル |
| 運転管理 | **1.変圧器等の効率**変圧器及び無停電電源装置は、全体の効率が高くなるように、部分負荷における効率を考慮して、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う | (5-2)①ア | ・適正負荷率；〇〇%以上 |  |
| **2.配電電圧等**電気使用設備への電気の供給を適正に行い、電気損失の低減を図る(1)配電電圧機器に規定電圧を供給できるよう電圧を設定範囲内に抑え、適正な配電電圧を維持(2)配電電力量に対する配電電圧区分の妥当性使用電力等の変動により、配電電力量に対して配電電圧が低く過ぎになっていないかの管理(3)配電設備の容量負荷に見合った設備容量であるか等(ケーブルサイズ等) 2(5-2)①キと合わせて管理、問題点あれば、機会を見て適正化を図る | (5-2)①イ(5-2)①キ | ・電圧区分；受電電圧〇～〇V配電電圧〇～〇V |  |
| **3.力率**(1)受電力率を95%以上に維持することを基準として、別表第４に掲げる設備又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させる(2) 進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように管理 | (5-2)①ウ(5-2)①エ | ・目標力率；〇〇%以上 |  |
| **4.電圧の不平衡**三相電源に単相負荷を接続する場合は各相のバランスをとり電圧の不平衡防止を図る、特に単相負荷の多い回路では電圧･電流のチェック頻度を増すと共に各相が均等になるよう負荷の切り替え等を行う | (5-2)①オ | ・不平衡率；〇%以下 |  |
| **5.負荷の平準化**電気の使用の平準化を図り最大電流を軽減する①ﾃﾞﾏﾝﾄﾞ管理による最大電力の抑制②負荷の平準化による負荷率の向上＊調整は「電力調整マニュアル」による | (5-2)①カ | ・最大電力；○○kｗ以下 | 電力調整マニュアル |
| **6.設備への電気供給の管理**電気使用設備の種類、稼動状況及び容量に応じて、受変電・配電設備の電気の損失を低減するために下記項目の管理を実施する①設備ごとの電圧、電流の他、必要に応じて、力率、負荷率、需要率、利用率、電力、最大電力等 | (5-2)①キ |  |  |
| 計測記録 | **1.受変電・配電記録**定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる①電力量、②電圧、③電流、④、力率、⑤最大電力＊測定箇所、測定頻度等は「計測・記録マニュアル」による | (5-2)② | ・項目・頻度 | 計測記録マニュアル記録簿 |
| 保守点検 | **1.受変電・配電設備を良好な状態に維持**＊点検箇所、点検方法、点検頻度等は「日常点検マニュアル」「定期点検マニュアル」「保安規程」による | (5-2)③ |  | 保守点検マニュアル記録簿保安規程 |
| 新設措置 | 1.受変電・配電設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い配置、配電電圧、設備容量を決定2. 特定機器に該当する受変電設備に係る機器を新設する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮 | (5-2)④ア(5-2)④イ |  |  |
| 改訂履歴 | 改訂年月日 | 改訂内容 | 作成 | 承認 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 承認 |  | 照査 |  | 作成 |  | 実施年月日 |  |
| 制定年月日 |  |